

社会保険等の加入状況について

記

落札候補者に対しては、事後審査において、雇用保険・健康保険・厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）への加入状況を確認します。

具体的には、事後審査書類である「最新の経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書：以下「通知書」という。）」の「その他の審査項目（社会性等）」欄において、以下の方法により適法に加入しているかを確認します。

なお、法令により適用除外とされている場合は社会保険等の加入義務がないため、事後審査失格の対象とはなりません。

【経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書】

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		

・適法な加入
すべての保険が「有」又は「除外」の場合
・事後審査失格（原則）
いずれかの保険が「無」の場合

通知書において、いずれかの社会保険等の加入の有無について「無」とされている場合は、原則、事後審査失格となります。

ただし、経営事項審査の審査基準日に未加入の社会保険等があり、通知書には「無」と記載されていたものが、その後、当該社会保険等に加入又は法令により適用除外となり、入札参加資格確認書類提出期限日（以下「期限日」という。）において社会保険等の未加入状態が解消され、八尾市の指定する社会保険等加入の確認書類*を期限日までに提出した場合は、社会保険等に適法に加入しているものとみなします（書類の提出が期限日に間に合わない場合は失格となります。）。

※ 社会保険等加入の確認書類：

http://www.city.yao.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000041/41874/syakaihoke_kakuninsyorui.pdf

※ 同一年度に2回、事後審査に失格となった場合は、1回目は書面による警告、2回目は入札参加停止の措置対象となります。

ただし、社会保険等未加入による事後審査の失格となった場合は、1回目から入札参加停止の措置対象となります。